

鳥取県屋外広告物条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 現行の鳥取県屋外広告物条例においては、制限地域における広告物の表示等の許可等に付した条件に違反した場合を措置命令の対象とし、屋外広告物の表示の方法等の基準に違反した場合は美観風致を害し、又は公衆に危害を及ぼす場合でなければ是正命令及び罰則の対象となっていなかった。
- (2) そこで、良好な景観形成を図るため、屋外広告物の表示の方法等の基準に違反した場合においても、是正命令の対象とする。
- (3) 屋外広告物法の一部が改正され、簡易除却できる広告物が追加されたこと及び屋外広告業について届出制から登録制に変更されたことに伴い、電柱等の特定の物件に表示を禁止する広告物を追加するとともに、違反広告物対策の実効性をより確保するため、登録制を導入する。
- (4) 景観行政団体である倉吉市に屋外広告物条例の制定等の権限を移譲するとともに、倉吉市が処理する事務の範囲を規定する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正

ア 屋外広告物等の表示者等は、広告物等の表示の方法等の基準に従い、当該広告物等の表示等を行わなければならないこととし、これに違反した場合は、必要な措置を命ずることができることとする。

広告物等の表示の方法等の基準に係る新たな項目 広告物の上端の位置が地上から10mを超え、かつ、表示面積が30㎡を超える広告物については次の基準に適合すること。(商業地等に設置される広告物を除く。) ・1面の表示面積の2分の1を超えて彩度8以上の色を使用しないこと。 ・広告物に照明、ネオン、その他人工の光源を用いる場合には、これらを移動させ、点滅させ、又は回転させないこと。
--

イ 電柱等の特定の物件に表示を禁止する広告物に、広告旗又は板に直接塗装し、若しくは印刷した広告物を加える。

ウ 県内で屋外広告業を営む者は知事の登録を受けなければならないこととし、登録の要件や手続き及び違反した場合の措置等に関する規定を設ける。

エ 次のとおり新たに罰則を設ける。

違反者	罰則
登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者 営業の停止の命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
業務主任者を選任しなかった者	30万円以下の罰金
屋外広告物業者に対する報告命令等に違反した者	20万円以下の罰金
屋外広告業者に係る廃業等の届出を怠った者 屋外広告業者に係る標識を掲示しない者 屋外広告業者に係る帳簿等の備付け等をしなかった者	5万円以下の過料

オ 広告物の表示等の禁止等に係る条例の制定及び改廃に係る事務(倉吉市の区域に係るものに限る。)は、景観行政団体である倉吉市が処理することとする。

カ 鳥取県屋外広告物条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

キ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

鳥取県屋外広告物条例に基づく事務を処理する市町村から倉吉市を除く。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする(1)キの一部、同年10月1日とする(1)アからオまで及び(2)を除き、公布の日とする。

イ ア及びイは、平成19年10月1日以後に表示され、又は設置されるものについて適用し、同日前に表示され、又は設置されるものについては、なお従前の例による。

ウ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 建築基準法の一部が改正され、建築物の安全性の確保を図るため、知事等による構造計算適合性判定の実施等が義務付けられた。

(2) (1)に伴い、構造計算適合性判定に係る手数料の額を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる事務について新たに手数料を徴収することとし、その額を定める。

ア 構造計算適合性判定

イ 中間検査

ウ 中間検査を経たときの完了検査

エ 用途地域の指定のない区域内における建築制限の適用除外に係る許可

(2) 災害危険区域内における建築制限等に違反した場合に係る罰金の額を50万円(現行 20万円)に引き上げる。

(3) その他所要の規定の整備を行う

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年11月30日とする(1)エを除き、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

構造計算適合性判定・・・建築主事等からの申請により、建築確認の申請に係る建築物の計画が建築基準法で定める基準に適合するかどうかに関し県知事(指定構造計算適合性判定機関に行わせるときは当該機関)が行う審査

中間検査・・・建築主からの申請により、建築中の建築物について特定工程に係る工事を終えたときに、建築基準関係規定に適合するかどうかに関し建築主事が行う検査

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県営住宅を、真に住宅に困窮する者に対して的確に供給するため、入居の承継の承認基準を見直す等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 入居の承継の承認について、次の事項を定める。

ア 入居の承継の承認の基準の厳格化	承継を受けようとする同居者の要件(主なもの) 【現行】・高額所得者でないこと。  【改正後】・収入超過者でないこと。 ・入居者の配偶者又は優先入居者であること。  を追加
イ 病気等による特例的	知事は、承継を受けようとする同居者が病気にかかっていることその他特別の

取扱い	事情があるときは、アの要件を満たしていない場合でも、入居の承継の承認をすることができる。
ウ 6月の退去猶予期間の設定	入居の承継の承認を得られない同居者が6月の退去の猶予を得ようとするときは、知事の承認を得なければならない。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする(2)の一部を除き、平成19年10月1日とする。